

## 中小企業等経営強化法の経営力向上設備及び先端設備等に係る「生産性向上要件証明書」の発行について

注) [青色下線部](#) はクリックで別資料にリンクします。

(一社) 日本検査機器工業会

### I. 生産性向上特別措置法の廃止(中小企業等経営強化法への移管)

先端設備計画の根拠法である生産性向上特別措置法は2021年6月に廃止され、同計画は中小企業等経営強化法に移管されました。詳細は中小企業庁の「[先端設備等導入制度による支援](#)」を参照願います。尚、証明書の発行については、II項以下と共通になります。

### II. 中小企業等経営強化法による支援

中小事業者等経営強化法に基づいて経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画を実行するための[支援措置](#)(税制措置、金融支援、法的支援)を受けることができますが、当工業会では税制措置「中小企業経営強化税制(以下、本税制)」に係る生産性向上設備(A類型)の証明書を発行いたします。

証明書の発行をご希望の方は、III項以降の発行条件、対象設備、手順等に準じてお申込みください。

尚、法令や税制の解説、詳細は[中小企業庁ホームページ](#)をご参照ください。

### III. 証明書の発行条件

当工業会が証明書を発行する設備は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で「[器具・備品](#)」の「[試験・測定機器](#)」に分類される「[いわゆる非破壊検査機器](#)」とそれに関連する「[工具](#)」で、表1の条件を満たしている場合に中小企業等経営強化法の経営力向上設備及び先端設備に係る生産性向上要件証明書(以下、証明書)を発行いたします。

※当工業会の対象設備の条件

設備の取得年度(1~12月)を基準とし、次の表1の条件を満たすことが必要です。

表1 取得設備の条件

設備の種類	用途又は細目	取得価格	販売開始時期
器具・備品	非破壊検査機器(例:III.対象設備の表2)	30万円以上	6年以内
工具	上記機器に関する、測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
生産性向上	生産性向上指標が前モデルと比較して年平均1%以上向上していること		

※申請手続きは、[設備メーカー](#)や[代理店等](#)が行います。設備取得者が申請することは出来ません。

### IV. 対象設備

表2 非破壊検査機器の例 (表に無いものについてはお問い合わせください)

放射線検査装置関係	磁粉・浸透検査装置関係	電磁検査装置関係	超音波検査装置関係
X線透視装置(全般)	磁気探傷装置(全般)	渦流探傷装置(全般)	超音波探傷装置(全般)
X線透過装置	磁気探傷器	渦流探傷器	超音波探傷器
X線異物検査装置	ブラックライト	電磁式導電率計	超音波ボルト軸力計
X線CT装置	漏洩磁束探傷装置	電磁式透磁率器	超音波音速計
X線デジタルラジオグラフィ装置	磁気計測器	電磁式膜厚計	超音波厚さ計
RIによる検査装置	着磁装置	電磁式焼入れ硬度計	超音波弾性率測定器
X線成分分析装置	脱磁装置	電磁式異材弁別器	超音波黒鉛球状化率測定器
X線解析装置	浸透探傷装置(全般)	電磁式亀裂深度計	超音波異方性測定器
X線応力測定器	蛍光浸透探傷装置	抗磁力測定器	超音波レベル計
X線照射装置	加温加圧装置	電磁式金属探知機	
X線部品計数システム			

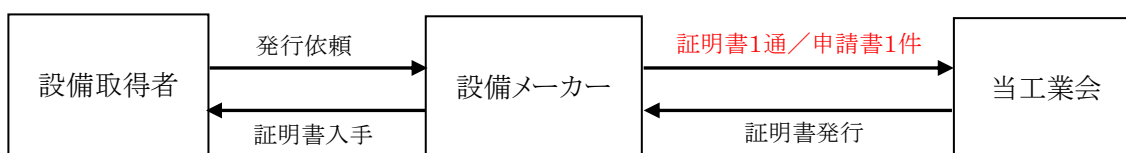
注1) 一般的な光学カメラによる画像処理技術やレーザー技術を応用した設備等は、当工業会の対象外となります。他の工業会にお問い合わせください。

注2) 医療機器(動物用を含む)の診断用X線装置、X線CT装置等は、当工業会は証明書発行工業会に認定されていないので、日本画像医療システム工業会にお問い合わせください。

## V. 証明書の発行手続き

### 1. 証明書の発行プロセス

証明書1通につき1件の発行申請書を提出してください。



※当工業会では1件の発行申請書で複数通の証明書を発行する「型式確認方式」は採用しません。

### 2. 証明書の申請条件と有効期限

(1) 同一型式・同一所在地(設置場所)・同一取得年度(1～12月)毎に1通の証明書が必要になります。

従って、同じ設備を同じ所在地に設置する場合、同じ年度であれば台数に関係なく1通の証明書で良いことになります。また、有効期限内であれば証明書のコピー使用も可能ですが、設備取得者は原紙を保管する義務があります。

尚、設備の所在地について証明書発行当初の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者は入手した証明書の記載内容を変更することが出来ます。

(2) 以上より、証明書の有効期限は発行年度末(12月末)になります。

### 3. 証明書発行申請書の構成

申請書は、表紙(発行申請書)、様式1(証明書)、様式2(チェックリスト)、添付資料で構成されています。

表3の対象設備の区分に応じて必要なものを提出してください。

表3 対象設備の申請区分

対象設備の申請区分		発行申請書/証明書	添付資料
		表紙・様式1・様式2	
1	促進税制で「先端設備」として型式登録済(会員のみ)	提出	不要
2	本税制以前に証明書の発行実績がある場合(レポート申請)	提出	不要
3	本税制で初めての申請の場合	提出	提出
4	同一番号証明書の再発行申請の場合(注1)	提出	不要

#### (注1) 同一番号証明書の再発行

証明書番号は経営力向上計画認定書または先端設備等導入計画書に記載されるため、証明書原紙を紛失した場合は、同一内容に限り同一番号の証明書を再発行いたします。

但し、新規発行と同様の取り扱いになりますので、発行申請手数料と同額の手数料をいただきます。また、上記以外の再発行は次の理由からできませんので、申請書の記入にはご注意ください。

理由：本証明書は設備導入者が行う計画認定申請や税務申告を行う際の付属資料となりますが、いずれも写しを提出します。このため原紙を差し替えて再発行した場合でも、同一証明書番号で内容が異なる証明書の写しが存在する可能性があるため。

### 4. 発行申請用紙

申請用紙の用紙(電子ファイル)と見本(記載事例)は以下のリンク先からダウンロードしてください。

(1) 発行申請書(表紙)      [用紙1](#)    [見本1](#)    ※用紙、見本とも Ver.07

(2) 証明書(様式1)      [用紙2](#)    [見本2](#)    ※用紙、見本とも Ver.05

(注) 様式1は2頁あります。両面印刷で1枚にして提出してください。

(3) チェックリスト(様式2)      [用紙3](#)    [見本3](#)    ※用紙は Ver.02、見本は Ver.06

## 5. 添付資料

証明書発行の審査には下記の資料が必要ですのでご提出ください。

- (1) 設備の仕様がわかるカタログ、仕様書など
  - (2) 設備の生産性向上を示す指標数値や販売開始年月がわかる書類あるいは証明書
- ※詳細は右の資料をご確認ください。 [添付資料](#)

## 6. その他

- (1) 返信用封筒(返信用住所を記載し、郵便切手を貼ったもの)を同封してください。
- (2) 提出書類のうち返却するものは当工業会印を押印した証明書(様式1)のみで、原紙をお返しします。
- (3) 証明書の写し及び他の資料は工業会で保管しますが、確認審査以外の目的には使用しません。
- (4) 当工業会が必要と判断した根拠資料の提出や生産性向上の合理的説明がなされない時は、証明書を発行できない場合がありますので、適切な添付資料の提出にご留意ください。
- (5) 証明書は、本税制の適用を保証するものではありません。適用可否は設備取得事業者が本税制の適用を申請した税務署の判断に依ります。

## VI. 証明書申請手数料

1件あたり、次の手数料をいただきます。

- (1) 会員 2,000円(消費税別)
- (2) 非会員 4,000円(消費税別)

## VII. お支払い方法

### 1. 会員の方は:

証明書送付と同時に請求書を同封しますので、会員支払い条件にて振込みをお願いします。  
(振込み手数料をご負担願います)

### 2. 非会員の方は:

- (1) 証明書発行申請書を受理した時点で請求書をお送りしますので、請求書に記載した指定口座に振り込みをお願いします(振込み手数料をご負担願います)。
- (2) 同時に審査を開始いたします。
- (3) 審査に合格した場合は、ご入金を確認後に証明書を発行し、送付します。
- (4) 審査不合格で証明書を発行できない場合、受領した手数料はお返しできませんのでご了承をお願いします。

## ※お問い合わせは下記にお願いします

一般社団法人日本検査機器工業会 事務局

〒101-0051 千代田区神田神保町3-2-5 九段ロイヤルビル 3F

TEL: 03-3288-5080 FAX: 03-3288-5081

メールアドレス: info@jima.jp